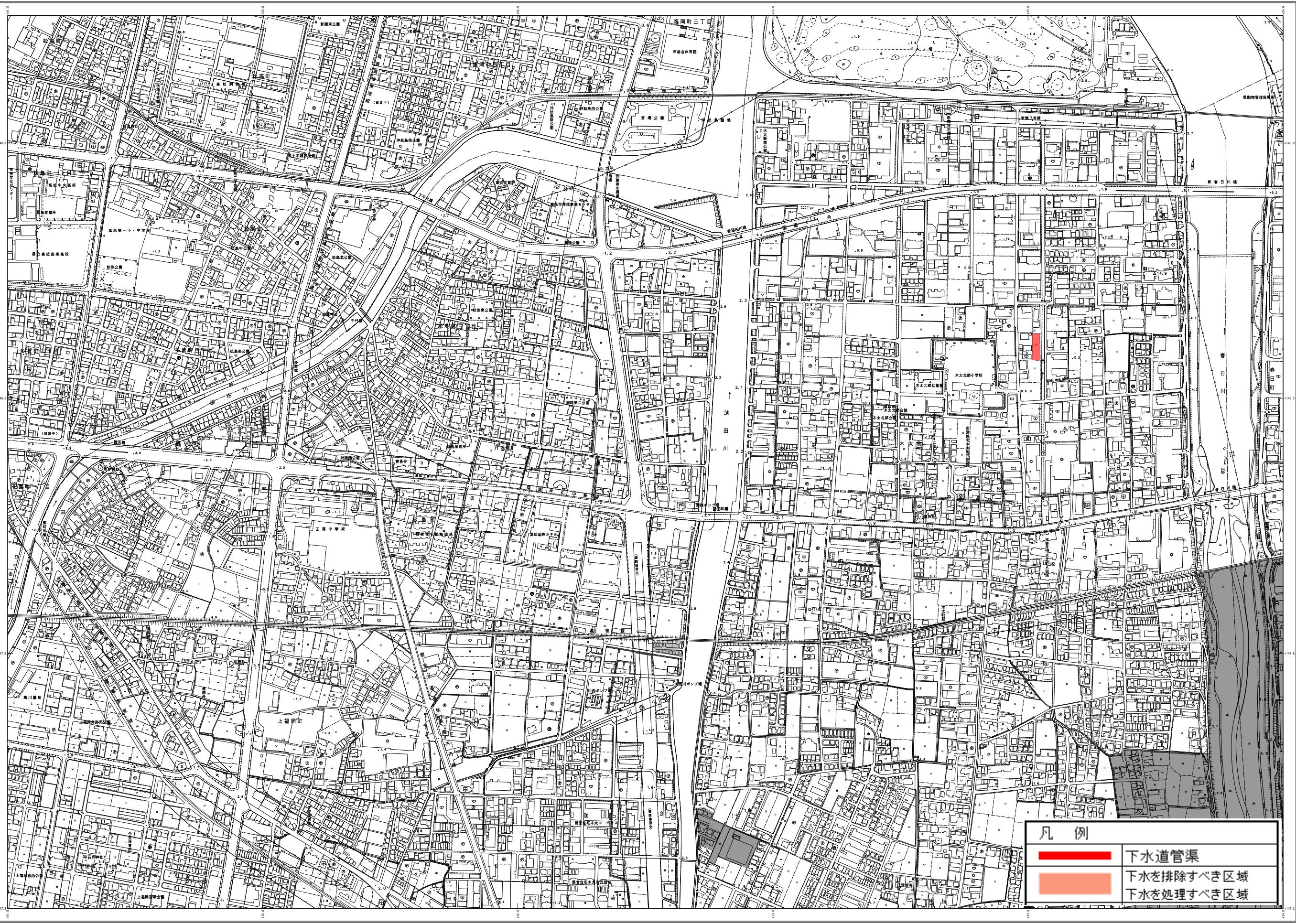


下水道供用開始位置図

令和2年1月供用開始 木太町

高松市No. 37



基準点位置・4年国土交通省告示第9号の規定
による測量基準
は複数マルチル法
表示してある距離値はキロメートル単位
までの測量結果は常東港の平均海面 (T.P.)
基準面離隔はメートル
平面測量離隔は世界測地系による。

高松市No. 37

